

# いじめ対応マニュアル

「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こり得る。」「命を守る！」

児童・保護者・地域より  
サイン・アンケート・教育  
相談・訴え等

**早期発見！早期対応！**

いじめの発生

教職員より  
気づき・アンケー  
ト・個別面談等

「いじめ」とは

当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

学 校・教職員

連絡 ↓ ↑ 指示

校 長（教 頭）

報告・連携

連携・指導

教育委員会

報告・連絡・相談・確認

いじめ防止委員会

○校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・関係学級担任・養護教諭

- 1, 関係職員から情報収集
- 2, 被害児童（保護者）より事実確認
- 3, 指導方針の検討・特別な指導
- 4, 加害児童より事実確認・指導
- 5, 被害児童・保護者への説明
- 6, 加害児童・保護者への説明
- 7, 人間関係修復・心の回復力
- 8, 学級指導・全体指導

「事実関係の把握は迅速かつ正確に！」

**早期対応！**

関係機関との連携  
・こども応援セン  
ター  
・子ども家庭セン  
ター  
必要に応じて  
・PTA役員会

連携

家庭・地域社会  
との連携

職員会議

- ・共通理解と具体的対応策の伝達
- ・指導後の状況把握
- ・今後の方針等の伝達

保護者への説明と  
協力依頼

**学校全体で組織的に  
対応！**

再発防止策の検討と今後の具体的方針の決定

「笑顔で元気！」に通える学校 いじめを許さない学校

いじめ問題に対する基本姿勢 「広島県いじめ防止基本方針」

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」
- ・いじめられている子どもの心に寄り添った指導と守り通す姿勢をつらぬく。
- ・児童・保護者・地域の信頼が得られるよう、教職員として自覚と責任を持った指導を行う。
- ・日常的に家庭と積極的に連携する。
- ・「してはいけないことはしてはいけない」と毅然とした粘り強い指導を行う。
- ・児童一人ひとりを大切に、共感的な人間関係作りに努める。
- ・解決したと即断することなく継続して十分な注意と必要な指導を行う。